

相続手続きのご案内

この度のご不幸に際しまして、心よりお悔やみ申し上げます。
お亡くなりになられたお客さまにおかれましては、長らくのお取引を
いただき、誠にありがとうございました。
本冊子では、相続手続きの概略についてご案内いたします。

相続手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
必要書類のご案内（相続手続き必要書類一覧表参照）	3～4
よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・	5～6
戸籍（除籍）謄本を取得していただく際のお願い	7

吉備信用金庫

支店名 _____

担当者 _____

電話 _____

相続手続きの流れ

① 死亡のご連絡

お亡くなりになられた方のお取引店へご連絡ください。

預金等のすべての取引を停止させていただきます。公共料金等の口座振替契約やお振込契約をしている場合は、お申し出ください。

② 相続のお申出・必要書類のご案内

相続方法、相続人さまの範囲について確認させていただき、必要書類のご案内をいたします。

お亡くなりになられた方等の戸籍（除籍）謄本、相続人さま全員の印鑑証明書などの相続関係書類をご準備いただくとともに、当金庫所定の「相続依頼書」等の書類に必要事項をご記入ください。

ご記入の際には、相続人の方が必ず自署、捺印してください。

③ 相続関係書類のご提出

ご準備いただいた相続関係書類・証書通帳等をご提出ください。

ご来店の際には、ご本人さまであることが確認できる資料（運転免許証、健康保健証、年金手帳等）と実印をお持ちください。

④ 相続事務手続き・証書通帳等のお受取

相続預金等の支払い、名義変更の手続きをいたします。

必要書類のご案内（相続方法別）

- 遺言書による相続の場合
 - 遺言執行者あり・・・○遺言書
 - 遺言検認調書謄本（公正証書遺言の場合は不要です）
 - 家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本（審判で選任されている場合）
 - 遺言執行者なし・・・○遺言書
 - 遺言検認調書謄本（公正証書遺言の場合は不要です）

- 共同相続（遺産分割前）の場合
 - 相続人全員の署名・捺印の相続依頼書
 - 出資金は共同相続できません。

- 遺産分割協議書による相続の場合
 - 遺産分割協議書

- 家庭裁判所の調停による相続の場合
 - 調停・・・・・・・・○家庭裁判所の調停調書謄本
 - 審判・・・・・・・・○家庭裁判所の審判書謄本および確定証明書

- 相続放棄をされた方がいる場合
 - 家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書

- 遺産整理業務
 - 遺産整理に関する委任契約書
 - 支配人等を確認するための現在事項一部証明書

注）いずれも原本をご提出ください。 ご返却が必要な場合は、写しをとらせていただいた後にお返しします。

注）ご相続内容により別途書類が必要になる場合もございますのでご了承承願います。（相続手続必要書類一覧を参考願います）

よくあるご質問

● 取引内容を確認する場合、残高証明書、入出金明細が必要な場合

下記書類をお亡くなりになられた方のお取引店へお持ちください。
相続関係者さまからのご依頼により取引内容をお伝えします。
なお、残高証明書等の証明書発行にあたっては所定の手数料をいただきます。

- 被相続人さまがお亡くなりになられたことが確認できる戸籍謄本等。
- 相続人、遺言執行者、相続財産管理人等の相続関係者さまであることが確認できる公的書類および本人確認書類。
- 相続関係者さまの実印、印鑑証明書（市町村発行後6ヶ月以内のもの）

●入院費用、葬儀費用等を被相続人の預金から支払いたい場合

入院費用、葬儀費用等に限定して、「依頼書（葬儀費用・入院費用）」へ相続人全員の署名（自筆）、捺印いただきます。相続人全員の署名、捺印がいただけない場合には、親族等から保証人が必要となります。
なお、請求書または領収書等のご提出も必要です。

●未成年者の相続人さまがいらっしゃる場合

親権者の方に代理人として相続手続きを行っていただきます。親権者がいない場合、または親権者が管理権を有しない場合は、後見人が代理人となります。
なお、未成年者とその親権者が遺産分割協議を行なう場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、親権者は未成年者の代理人となることができません。
その場合は、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。

●外国（海外在住）に相続人がいらっしゃる場合

海外に在住している方には国内の印鑑証明書が発行されません。そのため、該当国の日本大使館、領事館等が証明した本人の「サイン証明」および「在留証明書」を提出していただきます。なお、「サイン証明」等がない場合は、ご本人にご来店いただき、パスポートの提示を受けサインの照合をさせていただくことがあります。この場合、パスポート、サインをコピーさせていただきます。

●相続放棄した相続人さまがいらっしゃる場合

相続放棄とは、相続人が自己のために生じた相続の効果を受けないことです。
相続放棄するには、相続の開始があったことを知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に申立を行い、それが受理されて認められます。相続放棄が認められた場合には、その方は始めから相続人でなかったものとみなされます。相続手続きは、相続放棄をされた方を除外して行います。

●署名・捺印のいただけない相続人がいらっしゃる場合

行方不明、その他の理由による署名・捺印のいただけない相続人さまがいらっしゃる場合は、手続きに時間の係ることもありますので、早目にご相談ください。

●当座預金がある場合（法人の代表者の死亡を除く）

解約させていただきます。（名義変更はできません）

生前に振出された未決済の手形・小切手がある場合は、お申出ください。

手形・小切手の未使用分は、全てご返却をお願いします。

●総合口座の残高が貸越になっている場合

貸越金がある場合には、総合口座担保定期預金と差引計算をさせていただくか、別途資金によりご返済をお願いします。

●相続人さまに胎児がいらっしゃる場合

胎児は、相続に関しては既に生まれた者とみなされ相続人となりますが、生まれることが条件となりますので、特別な事情がない限り出生を待って払戻します。

戸籍（除籍）謄本を取得していただく際のお願い

☆相続人さまへ

被相続人さま（亡くなられた方）、相続人さまの戸籍（除籍）謄本を漏れなくご用意していただくために、本紙をご持参のうえ、市区町村役場の住民課等の担当者の方に「相続手続きに必要なため、出生から死亡までの連続した戸籍謄本を発行して下さい」とお申出ください。

☆市区町村の担当者の方へ

預金の相続手続きを行うにあたり、次の書類を信用金庫に提出してくださるようお願いしていますので、よろしくお願いいたします。

なお、戸籍（除籍）謄本を請求する際、相続人等の委任状を必要とする場合、および、転籍している場合は、その転籍先（どこの役所で誰の戸主名で戸籍謄本を請求すれば取得できるか）を請求者にご説明ください。

○被相続人

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本。

注) 戸籍（除籍）謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文面がある場合には、戸籍が新しくなっておりますので、さらにそれ以前の戸籍（除籍）謄本をお願いします。

○相続人（全員）

相続人であることが確認できる、すべての戸籍（除籍）謄本または戸籍の全部事項証明書が必要です。

注) 被相続人の戸籍（除籍）謄本で確認できる場合は不要です。

注) 相続人が兄弟姉妹となる場合には、被相続人の両親の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。

吉備信用金庫